

社会福祉法人高洋会役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高洋会(以下「法人」という)の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事が理事会に、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

3 理事と監事が、同日開催の会議へ出席した場合は、別表1の報酬は1回支給し、重複して支給しない。

(理事及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営に関する業務に就いた場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営に関する業務に就いた場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の業務報酬等)

第5条 監事が法人の運営及び実施状況等について監査を実施した場合又は指導監査への立会い等、監事に必要な業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(重複支給の禁止)

第6条 別表1及び別表2においては、同一日に重複して支給しない。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第8条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表3により報酬を支払うことができる。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成27年10月29日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

別表1(第3条関係)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	日額 10,000円
評議員会出席報酬	日額 10,000円

別表2(第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	日額 10,000円
監事監査業務報酬	日額 30,000円
指導監査への立会等	日額 10,000円

別表3(第8条関係)

名 称	報 酬
理事長が出席を求めた者への報酬	日額 10,000円